

第一章 国語科成立以前における「国語」の教育

第三節 「国語及漢文」(中学校令改正)の成立

—中等学校国語教育史 四— 補遺

浜本 純逸

中学校制度の確立 一八八五(明一八)年、第一次伊藤内閣に初代文部大臣として入閣した森有礼は、憲法制定への伊藤博文らの努力と併行して、天皇中心の国家主義的な教育制度の確立に努めた。一八八六(明一九)年三月、「帝国大学令」を、同年四月「小学校令」「中学校令」「師範学校令」を公布した。東京大学を「帝国の大学」と改め、師範学校は公費による給費制とし「順良・信愛・威重」という三氣質を身につけ国家の権力と権威を背負って教育する教師を求めた。師範学校に「国語科」を設置した。国家主義教育制度の基本線を引いた。

だが、皮肉にも、森有礼は、一八八九(明二二)年二月一日、大日本帝国憲法発布の早朝、官邸で国粹主義者に刺され、翌日死去した。刺客は、国家主義者に変身していた森を、未だに洋行帰りの「欧化主義者」であると誤解していたのである。

「中学校令」の第一条は

中学校ハ実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス所トス

と、中学校の概念を統一した。ただし、そこには、「実業ニ就カント欲」する者のための教育と「高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノ」のための教育という中等教育の抱え込まざるを得ない難題を並列させる形ではらんでいた。

各県一校の尋常中学校(五年制)とその卒業生が進学する高等中学校(全国に五校)が設置された。第八条に「中学校ノ教科書ハ文部大臣ノ検定シタルモノニ限ルヘシ」と規定し検定制を導入した。

同年六月に出し、「尋常中学校ノ学科及其程度」において「国語及漢文科」(各学年に五/五/五/三/二時間配当)と「習字科」(一、二学年に二/二時間配当)を設置した。「国語及漢文科」優遇の方策を示している。その内容は、第五条に「漢字交リ文及ヒ漢文ノ講読書取作文」と規定している。「和文」概念が消えて、当時、普通文と言われた「漢字交リ文」という文体が学習対象としての「国語」であると認定されたのである。学習内容は、例えば宮城県尋常中学校規則のように、「講読、書取、作文」であった。

一八九二(明治二五)年四月 宮城県尋常中学校規則

国語及漢文

第一年級

講読 語格ヲ授ケ且漢字交リ文ヲ講読セシム

書取 講読用書及其ニ抛リ緊要ノ章句並ニ書讀文ヲ書取セシム

作文 漢字交リ文及普通ノ書讀文ヲ作ラシム

(宮城県仙台一中、一高百年史編集委員会編『仙台一中、一高百年史』一九九三年二月八日 仙台第一高等学校 二二〇頁)

一 明治中期の中等学校国語科教育

高等小学校の増設

明治十九年四月九日に「小学校令」が出された。これは小学校を尋常と高等の二層に分け、尋常科の四年を義務教育とするものであった。高等科の四年は義務とはなっていない。高等科を設置する小学校は少なく、鳥取市の場合、明治十八年八月五日に開校された鳥取高等小学校一校であ

った。高等科は義務教育ではなかったけれども、尋常中学校へ進学しようとするなら、高等科一・二年の課程を修了していなければならなかった。だから進学希望者には、高等小学校一・二年は必修となり、入学希望者が増えていった。

高等小学校設置は、福岡県の場合、明治二五年から三年にかけて、いちじるしく増加している。

尋常小学校	高等小学校
二五年 六〇一	四七
三〇年 五九四	六一
二五年 一、六八八	二六九
三〇年 一、七〇〇	四三六

〔福岡県教育史〕

鳥取県では、明治二六年から三三年の間に、鹿野高等小学校をはじめとして八上高等小学校など十九校が開設された。

全国を見わたすと、高等小学校は、地域の状況に応じて、二力年・三力年・四力年課程の学校があった。

中等学校の設立

- 一八七〇(明治三)年山口中学校開設↓一九五〇・四 県立山口高等学校
- 一八七〇(明治三)年萩中学校創立↓一九五〇・四 県立萩高等学校
- 一八八〇(明治十三)年山口県立豊浦中学校開設↓一九五〇萩高等学校
- 一八八〇(明治十三)年都濃郡立徳山中学校開設↓一九五〇徳山高等学校
- 一八八〇(明治十三)年県立豊浦中学校↓一九四八豊浦高等学校
- 一八八四(明治十三)年山口県立岩国中学校開設↓一九五〇岩国高等学校
- 一八八四(明治十七)年長崎県立長崎中学校開設↓長崎立西高等学校
- 一八八五(明治十八)年六月大分県立大分中学校開設↓県立上野丘高校
- 一八八七(明治二〇)年六月 札幌商業学校として創立。
- ↓一九〇五(明治三八)年月私立北海中学校と改称
- 一八八七(明治二〇)年一月、スミス女学校を開設。(↓一八九四(明治二

七)北星女学校と改称↓一九四三(昭和一八年)私立北星高等女学校に組織変更) 初期の教師には札幌農学校卒業の大島正健(国語・校長)、新渡戸稻造(歴史)がいた。

一八八八(明治二二)年 浄土宗学校愛知支校↓東海中・高等学校

一八九八(明治二二)六月
一八九一年(明治二四年)四月徳山女学校↓一九五〇徳山高等学校
*明治二四年十二月 勅令234号により「尋常中学校ハ各 府県ニ於テ一校ヲ設置スヘキモノ」とされた。

一八九三(明治二六)年三月奈良県尋常中学校↓奈良県立郡山尋常中学校
一八九三(明治二六)年四月 栃木県高等女学校開設

一八九三(明治二六)年 私立会津女学校
一八九二(明治二五)年 新潟尋常中学校 開設

*井上毅は文部大臣となると、明治二六年十一月実業補習学校規程、翌二十七年七月簡易農学校規程を作り、実業 教育の基盤をつくった。

一八九四(明治二七)年 茨城県簡易農学校 開設
*日清戦争(一八九四(明治二七)年八月〜一八九五(二八)年三月

一八九六(明治二九)年四月 奈良県立郡山尋常中学校五条分校設置
↓奈良県立五条高等学校

一八九六(明治二九)年四月 栃木県尋常中学校栃木分校開設
↓一八九八年栃木県第二中学校

一八九六(明治二九)年五月 奈良県立郡山尋常中学校畷傍分校設置
↓奈良県立畷傍高等学校

一八九五(明治二九)年十月 埼玉県第一尋常中学校開設
↓埼玉県立浦和高等学校

一八九五(明治二八)年四月 札幌尋常中学校↓北海道庁立札幌中学校
一八九六(明治二九)年 第一尋常中学校↓大阪府立天王寺高等学校

一八九七(明治三〇)年四月 町立結城蚕業学校↓茨城県立結城高等学校
一八九七(明治三〇)年町立福島高等女学校開設↓県立福島高等女学校

一八九七(明治三〇)年私立毛利高等女学校↓一九〇〇年十一月山口県立山口高等女学校二改称↓一九五〇県立山口高等学校

*一八九九(明治三二)年二月に「中学校令」・「実業学校 令」及び「高等女学校令」が制定された。中等教育における男女別学が明確にされ、中学校の性格が一方は進学準備 教育としての高等普通教育を主とし、一方は就職のための 実業教育を主とする学校に区別された。全国の都道府県に、中学校・高等女学校の設置を要請した。実業学校は、工業 学校・

農業学校・商業学校・商船学校及び実業補習学校の 五種類とされた。

一八九九(明治三二)年五月茨城県立農業学校↓県立水戸農業高校

一八九九(明治三二)年四月県立茨城高等女学校↓県立水戸第二高校

一八九九(明治三二)年五月鳥取県立第二中学校↓鳥取県立米子東中学校

一八九九(明治三二)年五月私立実践女学校・女子工芸学校開校

一九〇〇(明治三三)年第二済々黷↓熊本県立熊本高等学校

一九〇〇(明治三三)年五月 長崎県五島中学校開校↓県立五島高等学校

中等学校の教育課程

1 文部省令「小学校ノ学科及其程度」(明治十九年五月)によつて、高等小学校の教科目は、次のようになった。

(第三条) 高等小学校ノ学科(修身、読書、作文、習字、算術、地理、歴史、理科、図画、唱歌、体操、裁縫(女兒)トス。土地ノ情況ニ因テハ英語、農業、手工、商業ノ一科若クハ二科ヲ加フルコトヲ得。唱歌ハ之ヲ缺クモ妨ケナシ。

2・1 一八九九(明治二四)年の『中等学校令改正』によつて高等女学校も制度化された。それまで中等学校の教育課程は各校の自主編成に任されていたのであるが、『中等学校令改正』に基づいた法令・通達・内示を通して教育課程に一定の統一が図られた。それは中等教育学校の中央集権化でもあった。

尋常小学校

日本読本 新保磐次著

尋常小学読本 西村正三郎

初学読本 島崎友輔

初学読本 辻 敬之

小学読本 井上藤吉

高等小学校

高等科用普通読本 高橋熊太郎

正高等小学読本 佐沢太郎

高等新読本

皇朝史略

笠間益三

2・3 福岡県で使用された、新保磐次著『日本読本 第三』(金港堂 明治十九年二月十五日刊 木版本 文部省検定済)の目次を私に作成して次に掲げる。

次に掲げる。

第三 尋常小学校

一学年前期用

蠶

猫ガ来ル

名ヲアテヨ

弥次郎兵衛

名ヲ知ル力

塩

海草

海苔

名ヲ解ケ(↓西瓜)

庭

雀

虹

空気

金

春季皇霊祭

尺、舛、秤

和歌

返響(コダマ)

紙、墨

魚

町村

帝国

鉄玉及ビ工業

笠間益三

笠間益三

新保磐次著『日本読本 第三』(金港堂 明治十九年二月十五日刊 木版本 文部省検定済)の目次を私に作成して次に掲げる。

第五 尋常小学校

三学年前期用

政府

犬ト猫

鼠ノ智

雀ノ智

卵

養生

時計

朝起キト朝寝

小ハ大ヲ成ス

空気

動物ノ功

猿ノ人真似

吹キ上ゲ(玩具)

種ノ機械

動物ノ身体

猫類ノ獸

旅行(地理Ⅱ関東)

旅行ノ二(地理Ⅱ関西)

義経

旅行ノ三(地理Ⅱ九州)

菅公

甲越ノ戦

旅行ノ四(地理Ⅱ東北・北海道)

寒暖計

温和 忠義ナル犬

2・3 尋常小学校第三(二学年前期用)の「蚕」と「帝国」を、
ここに掲げる。

蚕

愛速 生長 合蚕 桑休 久繭 雀卵 真綿 引四角 羽蝶
生煮 繰器械 上野車 富岡製糸場 銭虫 初鍋 山然

吾ガ母ト姉ハフカク吾ヲ愛ス。母ト姉ガ愛シソダテテ生長ヲ樂シムモノ一ツアリ。其ノ物ハ小サキ足六本アリテアユムコト甚ダ遅ケレドモ其ノ食フコトハ甚速ニシテ、食フテハ眠リ、食フテハ眠ル。生長亦甚速ニシテ、其ノ皮タチマチ身ニ合ワザルニイタル。身ニ合ワザレバ皮ヲヌグ。

カク云ワバ、アヤシキ物トオモフナラン。然レドモ、アヤシキ物ニハアラズ。蚕トイフ虫ナリ。蚕ハ桑ノ葉ヲ食ヒ初ムレバ七日ノアヒダ休ムコトナシ。食ヒヲハレバ眠リ眠レバ三日ノアヒダ寐ムルコトナシ。五タビメノ眠リニイタレバ、コレヨリ長ク休マンタメロヨリ糸ヲハキ出シ巢ヲツクリテ其ノ身ヲツツム。ソノ巢ヲ繭トイフ。繭ノ形ハ丸ク、雀ノ卵ヨリ大キクシテ、白キモアリ、又黄ナルモアリ。

繭ヲ煮テ、引キ出ダシタル糸ハ絹糸ナリ。繭ヲヤブリテ、四角ニノバセバ真綿トナル。

繭ハ久シクオケバ、中ナル蚕ハ羽ヲ生ジテ蝶トナリ、ミヅカラ繭ヲヤブリテ出ツ。蝶ハ卵ヲ生ミ、蚕ハコノ卵ヨリ生マル。人絹糸ヲ取ラントオモヘバ蝶ノ未出デザル前ニアハレニモ繭ヲ鍋ノ中ニ入レ蚕ヲ煮コロシテ糸ヲ引キ出ダス。

吾ガ家ニハ手繰器械ニテ糸ヲ引ク。澤山ノ糸ヲ引クニハ、大キナ器械ヲ用フ。前ニ出ダセル画ハ、上野ノ国ナル富岡ノ製糸場ノケシキナリ。見給ヘ、多クノ車ハ銭ヲツナギタル如クニナラビタリ。

好キ器械を用フレバ、一人ニテモ百人又ハ千人ノハタラキヲナス。製糸場ニテハ一日ニ甚多ク糸ヲ製スルナラン。(3丁)

帝国

府県郡区境役所戸長天帝王戒

吾ガ父ハ家ノ主人ナレバ、常ニ一家ノ人ヲ戒メテ、家内ニ悪シキコトノ無キ様、心付ケテ居レリ。

村・町ニモ亦戸長アリ、村内、町内ヲ戒ム。村、町ヲ多ク集メテ郡又ハ区ト云フ。郡ニ郡役所アリ。区ニ区役所アリ。

何ノ国ノ何郡ニアルヤ。国ノ境ニハ何山アルヤ。郡又ハ国ヲ集メテ府又ハ県ト云フ。君ハ何県、何国、何郡、何村ニ住ムヤ。多クノ府県ヲ集メテ帝国ト云ヒ、或ハ王国ト云フ。帝国ノ主ヲ天子ト云ヒ、又ハ帝ト云フ。王国ノ主ヲ王ト云フ。吾レ等ハ日本帝国ニ住ム。吾ガ日本ノ天子ヲ天皇ト申ス。日本帝国ノ回りハ皆海ナリ。

○ この読本は、「例言」に「読本ヲ授ケルノ大旨は、生業及ビ學術上ノ文字文章ヲ教ヘ、及ビ其思想を造成スルニ在リ、生業ヲ教ヘ學術ヲ教フル者ニ非ズ。」と記しているが、当時の「読本」一般の傾向にならずに、「生業ヲ教ヘ學術ヲ教フル」教材、つまり内容教材が大半である。絹の原料を生む「蚕」について語る教材は「殖産興業」のための教材であり、「帝国」は「天皇制近代国家形成」のための教材である。近代的国民に必要な知識を与える「生活読本である」とも言えよう。ただし、「ことばの教科書は思想を造成する道具を教える本であるべき」という思想の芽生えがここにあることには留意しておきたい。

新保磐次の『日本読本』の教材採録と配列法が、翌年発行された『尋常小学読本』及び『高等小学読本』の「基本」となっている。その影響の射程は広い。

2・3・2 次に、文部省編『尋常小学読本 卷之五』(小学校三学年前期用)(明治二〇年五月蔵版)の「目次」を掲げる。

学問の益	家
たのしわれ	蠅
菅原道真	塞翁が馬
狐と蟹とのかけくらべ	深切の却て不深切となりたる話
澁柿	フリートリヒ大王の話
腐りたる柿	羊
翼の折れたる雀	魚釣

小児の悪戯

日本武尊

おもなる金属

正雄のあうむ

しひたけ

智慧の垣

仁徳天皇

樟虫

醍醐天皇

諺

不正直の結果

良秀の話

勉強の少年

諺

仁徳 天皇

仁徳天皇は、応神天皇の第四の御子なり。天皇 位に即き、攝津のなにはの宮にいまして、つとめて節儉を行ひたまへり。ある日、天皇 高殿に登りて、四方を望みたまひしに、村里より立つ烟、甚だまれなりければ、「是れ百姓の貧しき故ならん」とのたまひて、三年の租税を免されたり。

三年の後、天皇、再び高殿に上りて、四方を望みたまひしに、民のかまどの烟、いとさかんなりければ、大に喜びたまひて、「朕 はや富めり、また何のうれへかあらん」とのたまへり。皇后、聞きたまひて、「今、宮室は、かくやぶれて、雨露さへしのぎがたきに、富めりとのたまふは、何故ぞ」と申されければ、天皇は、「君は、民を以て本となすが故、民の 富は、即ち朕が富なり」とぞのたまひける。時に諸国の民、天皇の厚きめぐみにかんじ、しきりに宮室を修めんことをこひけれども、天皇、許したまはず、数年の後、始めて宮室を造りたまひしに、百姓先を争ひ参り集ひて、日夜いとなみ作りしかば、数日にして、ことごとく成りたりとぞ。

天皇、位にあたまふこと八十七年、天下大に治まり、御年百十歳に崩じたまひぬ。

玉の宮居は、あれはて、雨さへ、露さへ、いとしげけれど、民のかまどのにぎはひは、

たつ烟にぞあらはれにける。

応神 登る 租税 免 朕 諸 修 崩

『日本教科書体系近代編 第5巻 国語「二」』 一九六四（昭和

三九）年三月 講談社 による。）

この教材は、儒教道德の「仁君としての天皇」の話である。人々は「民」と呼ばれている。日本の中等学校教科書の天皇像（イメージ）は、「仁君」から「立憲君主」へ、そして「専制君主（皇帝）」へと変化する。その第一段階の「仁君としての天皇」像が、明治二〇年版の『尋常小学読本』に登場していることに留意しておきたい。

1・3・2 文部省編集『高等小学読本（巻五）巻七』（巻七が新制中学校の一年用に相当）（1888（明治二二）年四月〜十月発行）

次に巻七の目次を掲げる

天然の利源 徳川氏ノ政治 月ノ話 耶蘇教ノ禁 維也納

顕微鏡 徳川光圀ノ伝 恒星ノ話 望遠鏡 熊沢蕃山ノ伝

羅馬 徳川時代ノ風俗 新井白石ノ伝 洋学興隆 聖彼得堡

流星ノ話 万物の元素 世界ノ周航 外国交通 伊能忠敬

ノ伝 世界ノ周航続 佐藤深淵ノ伝 貧困ノ原因 彗星ノ話

明治時代文武ノ興隆 酒ヲ節スルベシ 近代ノ文明

明治二〇年代の高等小学校三・四年（新制中学校の一・二学年に相当）の「読本」は、雑纂形式で多教科の内容を総合した百科全書的な教科書であった。ことばを教える意識は薄く、ことばの意味するものについての知識を教えようとする教科書であった。

三・3 二〇年代高等女学校教科書

三・3 一 新保磐次著 『女子日本読本』（出版人 原亮三郎 販売 金

港堂 明治二八年九月 初版発行・三〇年六月 訂正三版発行 活字本 高等女学

校読書科用教科書 文部省検定済。）

本書の「緒言一」に

本書ハ高等女学校国語科及ビ女子高等小学校読方科ニ用ヒンガ為ニ作レル者ナリ。何レモ毎半期一冊ヲ課シ、通計八冊四箇年ノ後、高等女学校ハ中古文体ヲ主トセル書籍ヲ用フベク、高等小学校ハ恰モ之ヲ以テ全科ヲ卒フベシ。故ニ古人ノ文ヲ取ルニモ其ノ程度ヲ考ヘテ、平家物語、太平記等ヲ限リトシ、ソレヨリ以上ノ古文ハ取ラズ、多クハ徳川時代ノ文ヲ取レリ。

新保磐次は、「高等女学校国語科」と「女子高等小学校読方科」で同じ教科書を使うことを前提に教科書を作っている。学習内容とその程度は同

じであると考えていた。つまり、高等小学校と高等女学校とを区別していなかつたのである。

文部省は、明治三〇年六月にそれぞれを「高等女学校読書科用教科書」「高等小学校生徒用教科書」として「検定済」としている。文部省も高等小学校と高等女学校の内容と程度は同じと考えていたのであろう。

実際には、高等小学校一・二学年に上篇四冊が使用され、高等女学校では全八冊が第一学年から第四学年まで使用された。

四学年（新制中学校二学年相当）前期

目次

宇治川

茶

楠木正行の母

茶の歴史

桜

手料理

仮名の始め

皮膚

花見に誘ふ文

種痘

手折りし枝に吹く春風

父母に孝順なれ

楽器

牛

八橋検校

水

後世の勝れること

植ゑ木

千利休

夏服の色

茶の本意

廃物利用

延喜、天曆の文人

春日局

*連歌と俳諧

よめに教訓の文

加賀の千代

蓮

勉強

若狭の綱子

重盛の諫言 第一

業を分かつ

重盛の諫言 源平盛衰記

女子の務め

夏の楽しみ

高價ナル買ヒ物

陰徳

両京間の鉄道

夏の日高樓に登りて

能因法師の歌

紫式部頃の文人

松島

第一の慎み

石見の海なる高島

兄弟は他人の始めといふ義

茶人の心用ひ

孫女に教訓の文

『国語教育史資料 第二巻 教科書史』に掲出（二七三頁）

加賀の千代

千代女は加賀の松任の人にて、幼きより風流の志ありて、俳諧を嗜む。然れどもその師を得ず、是れ彼れ行脚の人に問ふ。いづれも美濃の廬元坊を称す。ここに於て殊更に行きて学ばんと思へるに、折りしも廬元坊行脚して此の地に來りしかば、宿に就きて相見を乞ひ、志を述べ。元草臥れたりとて寐てありし所へ行きて教へを求むるに、「さらば

一句せよ」と云ふ。初夏の頃なれば杜鵑をだいとす。頓句を吐きたるに元其のただ者ならざる気韻を見て、其の句を肯はず。「是れは誰れもすべき所なり。」と云ふ。さらばとて又一句を吐く、猶肯はざること初めの如し。元は既に眠りに就けども、千代女は猶去らず沈吟す。其の眼の覚むるを伺ひては又一句を問ふ。斯くて数句に及び遂に暁天に至る時、元起きて「終夜去らざりしや、夜は明けたるや。」驚く、時に、千代女、

杜鵑 杜鵑とてあけにけり。

と云へるを大に賞し、「是れなり、是れなり、汝此の意地を忘るることなくば、他日其の名天下に振るはん」と、師弟の約を為せり。後果たして女流には珍しき此の道の高名となれり。これはまだ少女の時なりけり。『女子日本読本 下篇第一』（四学年一学期 新制中学校二年相当）

3・4 中学校教科書

落合直文編『中等国文読本 卷二』初版一八九六（明治二九）年四月

明治書院

目次

国体の基礎	小中村義象
君仁民忠国	阪 正臣
皇后陛下より東京慈恵医院への御令旨	
富国策	福澤諭吉
技艺教育新書の端書	井上毅
実業論	福澤諭吉
アームストロング製造場	黒田清隆
黄海の戦 一、二	
杉坂の曲	物集高見
天津	末広重恭
芝罘果	末広重恭
旅順の慰魂祭	
将基の盤	高崎正風

北畠親房卿

久米幹文

学問

堀 秀成

学生を諭し、歌

落合直亮

学問のすゝめ緒言

福澤諭吉

細川大人に与ふる書

井上 毅

熊木直太朗の伝

井上 毅

勸学

高崎正風

埴検校保己一

栗本鋤雲

忍耐

西村茂樹

勤懶二字の説

那珂通高

善く働き善く遊ぶべき論

大鳥圭介

草まくら 一、二

中根淑

冒頭教材「国体の基礎」は次のような書き出しである。

世界に国多く、その成立、さまざまなる中にわが国の如く君位の尊厳なるは、万国にその類あらず。これ、我国家の、他国と異なる所にして皇統連綿として、天壤無窮におはします所以なり。

いかなれば、然るかといふにわが国家は、もと、一家族の発達せしものにして、その本、一家より起れるなり。 ……後略 ……

一八九〇（明治二三）年に発布された「教育勅語」に基づく国体論の祖述である。落合本の初版『中等国文読本』の卷六までは、雑纂形式の編集である。卷七、卷十は、国体論と文学史とを意識した古典を配列している。

卷七 神皇正統記 吉野拾遺 太平記
卷八 保元物語 平治物語 平家物語 源平盛衰記
今昔物語 宇治拾遺物語 新古今集
卷九 徒然草 方丈記 十六夜日記 土佐日記 拾遺集 後拾遺集
卷十 増鏡 大鏡 栄華物語

（四章補遺、終わり）